

出場指令! 119

佐井消防分署
☎38-2266



～火事・救急・救助は119番へ～

年末・年始特別警戒

今年も残すところひと月となりました。これからの季節は寒さも厳しく空気が乾燥してきます。また家庭や職場などにおいて石油ストーブやコタツ、ファンヒーターなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。

年末・年始の慌だしさから火に対する注意がおろそかになり、火災発生の危険も一段と大きくなるため、次のことに注意し良い年末・年始を迎えましょう。

- ①ストーブの周りに燃えやすい物を置かないなど、暖房器具の取扱いに十分に注意しましょう。
- ②火を使って調理する際は、その場から離れないようにしましょう。離れる際は必ず火を消しましょう。
- ③年末の大掃除の際は、家具などの裏にあるコンセントプラグも掃除しましょう。
- ④ゴミや古新聞などは定められた日時に出し、家の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ⑤お出かけ前や就寝前には必ず火の元を確認しましょう。

みなさんにお願ひがあります。降雪、積雪により佐井村内の道路は大変狭くなります。そしてここ数年、自宅前・自宅付近への車の路上駐車が多く見られます。それにより消防車、救急車などの緊急車両走行の妨げになりますので、路上駐車をしないようご協力をお願いします。



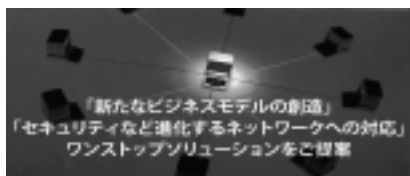
みなさんの家の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

新築住宅への義務化が適用された平成18年6月1日から10年が経過しました。古くなった住宅用火災警報器は電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。日頃のお手入れを忘れずをお願いします。設置する場所にあっては基本的に「寝室」となっていますが、一階のほかに二階の部屋も寝室として使用のご家庭は「二階の寝室」と「階段（踊り場）」にも設置しなければなりません。

また、青森県内においても火災が多く発生していますが、その火災の際に設置していた住宅用火災警報器が作動し、住民が避難して命が助かった例があります。万が一に備え、尊い命や財産を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。



お客様の課題解決のお手伝いを
「誠心誠意」対応いたします。



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所

青森市長島二丁目13番1号
TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所

八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》

<http://www.fusodentsu.co.jp>